

【歯科衛生士・歯科技工士】

1. 現状と課題について

■ 歯科医療技術の高度化・専門化に対応するとともに、要介護者や心身障害児・者の歯科医療を充実させるため、歯科衛生士及び歯科技工士の資質の向上を図る必要がある。

○ 本県の就業歯科衛生士及び歯科技工士の数は、令和2年12月末現在でそれぞれ1,144人及び364人であり、人口10万対ではそれぞれ101.0人（全国113.2人）及び32.1人（全国27.6人）となっている。

○ 本県には、歯科衛生士の養成施設が2施設（入学定員100名）、歯科技工士の養成施設が1施設（入学定員70名）がある。

○ 近年の歯科診療技術の高度化・専門化に対応し、また、要介護者や心身障害児・者の歯科医療を充実させるため、歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上を図る必要がある。

図1 県内に就業している歯科衛生士数の推移

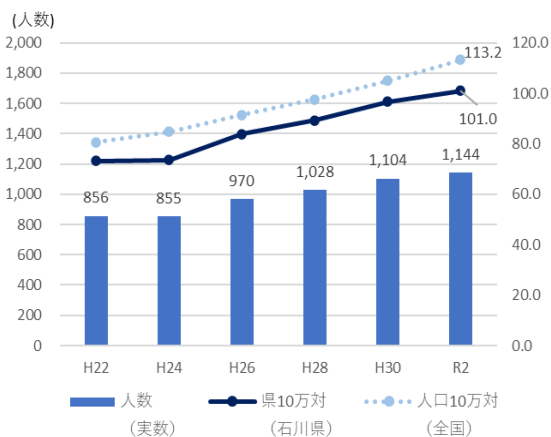
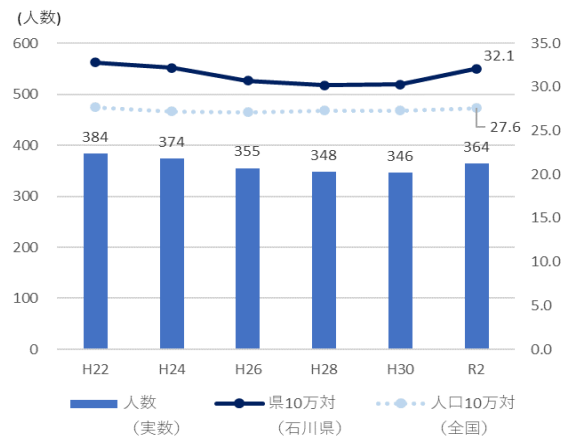
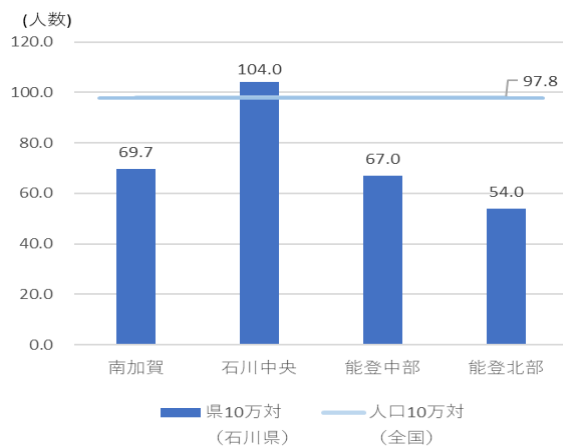


図2 県内に就業している歯科技工士数の推移



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」（隔年12月末現在）

図3 二次医療圏別人口10万人対の歯科衛生士数（令和2年度）



出典：厚生労働省「医療施設調査」（R2年10月1日現在）

2. 確保の方針

■県歯科衛生士会、県歯科技工士会は、歯科衛生士・歯科技工士の資質向上に向けた研修を実施する。

高度化する歯科医療及び口腔ケアに対する県民のニーズに対応するとともに、要介護者や心身障害児・者の歯科医療の充実を図るため、県歯科衛生士会、県歯科技工士会は、歯科衛生士及び歯科技工士の資質向上に向けた研修を実施する。